

2026年6月4日

学校法人常翔学園
理事会
評議員会 御中

監事 石橋靖弘
監事 大島一能
監事 河井康人
監事 増田廣見

監査報告書

私たちは、学校法人常翔学園（以下「学校法人」という）の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況について監査した結果を、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法およびその内容

私たちは、理事・職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会、評議員会およびその他重要な会議に出席し、理事・職員等からその職務の執行状況を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を監査しました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令もしくは寄附行為に適合することを確保するための体制、学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして「内部統制システムに関する基本方針」に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制の管理体制）について、理事・職員等からその構築および運用の状況を聴取し、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (3) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人（以下「会計監査人」という）が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を品質管理システムに従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類およびその附属明細書）、財産目録ならびに事業報告書（以下「計算関係書類等」という）について監査しました。

2. 監査の結果

- （1）計算関係書類等は適法かつ正確に学校法人の収支および財産の状況を表示していると認めます。また、会計監査人の監査方法および結果は相当であると認めます。
- （2）学校法人の業務に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- （3）内部統制の管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該管理体制に関する事業報告の記載内容および理事の職務の執行についても、重大な指摘すべき事項はないものと認めます。

以 上